

評議員選任・解任委員会の任期の確認及び改選手続きについて

社会福祉法の改正（平成 29 年 4 月施行）により、社会福祉法人には平成 29 年 4 月 1 日から新たな評議員を選任するため、平成 29 年 3 月 31 日までに評議員選任・解任委員会を設置して評議員の選任を行っていますが、この評議員選任・解任委員会の任期については、評議員選任・解任委員会設置・運営規程等で「委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了までとする」などと規定している場合は、令和 2 年 5 月又は 6 月開催の定時評議員会において評議員選任・解任委員会の任期が終了していますので、改選手続きを行っていない場合は、速やかに委員の改選手続きが必要となります。（但し、評議員選任・解任委員会設置・運営規程等の附則で、最初の委員の任期を令和 2 年度に関する定時評議員会としている場合などは任期の問題は生じていません。）

年度	年月日	事項
平成 28 年度	平成 29 年 3 月 X 日 平成 29 年 3 月 Y 日	理事会 ⇒評議員選任・解任委員を選任 ⇒ <u>評議員選任・解任委員の任期開始</u> 評議員選任・解任委員会
平成 29 年度	平成 29 年 4 月 1 日 平成 29 年 6 月	<u>評議員の任期開始</u> 定時評議員会
平成 30 年度	平成 30 年 6 月	定時評議員会
令和元年度	令和元年 6 月	定時評議員会
令和 2 年度	令和 2 年 6 月 令和 3 年 3 月 X 日	定時評議員会 ⇒ <u>評議員選任・解任委員の任期終了</u> 評議員選任・解任委員選任後 4 年を経過する日
令和 3 年度	令和 3 年 6 月	定時評議員会 ⇒ <u>評議員の任期終了</u>

※選任後 4 年は令和 3 年 3 月 X 日となり、この日までに終了する会計年度のうち最終のものは令和 2 年 3 月 31 日に終了する令和元年度の会計年度となり、最終のものに関する定時評議員会は令和 2 年 6 月開催の定時評議員会となる。（評議員の任期と 1 年ずれが生じています）

任期切れの場合には、令和 3 年 5 月又は 6 月に開催する理事会で評議員選任・解任委員を選任し、速やかに評議員選任・解任委員会を開催し、新たな評議員の選任することが必要となります。

（任期切れの場合の改選スケジュール案）

年度	年月日	事項
令和 3 年度	令和 3 年 5 月 令和 3 年 6 月	理事会 ⇒ <u>評議員選任・解任委員の選任</u> ⇒評議員選任・解任委員の任期開始 評議員選任・解任委員会 ※理事会で選任された新委員 ⇒新評議員の選任 定時評議員会 ⇒ <u>評議員の任期終了</u> ⇒定時評議員会終了後、新評議員の任期開始

※この場合、今後は、評議員選任・解任委員と評議員の任期は同じになる。